



Title	ベトナムの「孝」の歴史とこれから：佐藤トウイ ウェン著『ベトナムにおける「二十四孝」の研究』
Author(s)	六車， 楓
Citation	中国研究集刊. 2019, 65, p. 94-105
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76126
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ベトナムの「孝」の歴史とこれから

——佐藤トウイウエン著『ベトナムにおける「二十四孝」の研究』——

六車 楓

本書は、ベトナムにおける儒教および「二十四孝」文献の受容状況を概観し、字喃^{チュノム}で書かれた「二十四孝」文献を日本語に翻訳することによってベトナムの「孝」思想を包括的に解き明かしたものである。字喃文献中の単語の解説はもちろん、中国の「二十四孝」文献との文字や内容の違いを表にして示し、加えて図版の比較検討まで行っているため、ベトナムの「二十四孝」文献や「孝」思想の特徴について広く知識を深めることができる。ベトナムの儒教について知識を全く持ち合わせていない私が評するのは大変おこがましいことではあるが、以下、本書全体の概要と内容についての考察を加えた上で、研究史における本書の意義を述べたい。

一、概要

本書の目次は次の通りである。

序（吾妻重三）

序論 ベトナムにおける儒教と「二十四孝」

第一部 「二十四孝」とベトナム

第一章 中国の「二十四孝」説話とその系統

第二章 ベトナムにおける「二十四孝」

第二部 李文馥系の「二十四孝」

第一章 李文馥と「二十四孝演歌」について

第二章 「詠二十四孝詩」と中越文化交渉

第三章 李文馥系の「二十四孝」と『日記故事』

系の各文献の比較

第三部 李文馥系以外の「二十四孝」

第一章 綿寓皇子と「補正二十四孝伝衍義譚」について

ついて

第二章 「四十八孝詩画全集」と中国の「二十四孝原編」、「二十四孝別集」の比較

孝原編」、「二十四孝別集」の比較

第三章 「二十四孝」説話 からベトナム独自の「西南台進凱歌」へ

『西南台進凱歌』へ

結論

あとがき

参考文献

初出一覧

索引

本書は、ベトナムの儒教そのものの歴史をまとめたうえで「二十四孝」の解説および精読を行っている。本稿もそれに合わせ、まず初めにベトナムの儒教の歴史について述べ、それからベトナムにおける「二十四孝」の歴史を記す。

(二) ベトナムの儒教の歴史

ベトナムの儒教は、その特徴によって四期に分けることが可能である。筆者の考察を要約すると以下のようになる。

・第一期（北属期、前一一一～紀元九三九年）

この時期のベトナムでは、儒教が独占的な地位にあつたわけではなく、儒教・道教・仏教の三教が社会に影響を及ぼしていたが、民衆の間では仏教が優勢であった。

・第二期 独立期（呉朝～フランス植民地化、一〇～一九世紀）

初期には、儒教は仏教の下に置かれていたが、李朝以降、ベトナムの思想界のみならず、社会・文化においても一定の役割を果たすようになる。なお、陳朝以降のベトナムの儒教は「宋儒」であった。

・第三期（フランス植民地化（一九世紀）～一九四五年八月革命）

西洋の「新学」の流入や王朝の実権喪失に伴って儒教は統治の役割を失い、排除の対象となる。西欧文化との激しい競争を強いられるという不利な状況下で存在した。

・第四期（民主共和国成立（一九四五年）～現在）

マルクス・レーニン主義に従い、社会主義制度を実施したため、儒教の影響力も弱まる。儒教の残余を封建制度の名残と見なす研究者の論文も多い。

一般的に、ベトナムは二世紀以降に儒教を受容し、一世紀の李朝以降、国家有用の人材育成のために儒教思想を国家教学の標準としたと言われている。しかし、そこで重んじられたのは、儒教思想を学術的・思想的理論でもって説き明かそうとする「儒学」よりも、庶民を教化して王権を固める手段としての「儒教」であった。科挙が盛んだったベトナムでは、科挙合格のための「詞章学」が重視される傾向にあったため、学術的探究心から經典の研究が進められることはあまりなかった。ベトナムにおいて、儒教は民衆を教え導く倫理道德的な役割を担っていたのである。そのような特色を有するベトナムの儒教において、教化に最も効果があるとされていた徳目が「孝」であった。特に阮朝は、それまでの王朝とは異なり、長い内戦の末に外国の支援を受けて建てられた王朝であったため、統治者は自身の地位を強化する目的で、内戦の混乱により一時衰退した儒教を復興・発展させた。この流れの中で、家族という最小の社会単位

中の秩序を保つ「孝」という徳目に民衆の教化という役割を見出し、積極的に孝子顕彰運動などを行ったのであった。

阮朝は、この「孝」の教えを万民に普及し実践させるためには、民間で用いられていた伝承方法を用いるのが最も効果的であると考えた。そこで、当時の人々が口誦で家規などを伝承していたことに倣い、「二十四孝」を暗誦しやすい六八体・双七六八体で字喃の詩に翻案した。これにより、「孝」思想が民衆に深く根付くに至った。現在ベトナムで確認できる「孝」関連の書物は、主に『孝経』や「二十四孝」を字喃や国語字（現代ベトナム語正書法）を用いて阮朝以降に翻案されたものである。

以上より、ベトナムの儒教の根幹をなすのが「孝」思想であり、その思想を解き明かす鍵となるのが「二十四孝」説話であることは明らかである。それでは、続いてベトナムの「二十四孝」文献の歴史について概述している。

（二）ベトナムにおける「二十四孝」の歴史

中国で生まれた「二十四孝」は、『全相二十四孝詩選』系・『日記故事』系・『孝行録』系の三系統に分類するこ

とができ、ベトナムの「二十四孝」はこのうちの『日記故事』系に属すると考えられる。筆者の分析によると、ベトナムで現在確認できる「二十四孝」関連の文献は大きく分けて二種類ある。すなわち、①李文馥系の文献と②李文馥系以外の文献であり、数量は①の方が多かった。以下、この二種類の文献について簡潔にまとめる。

①李文馥系の文献

阮朝の官僚だった李文馥は、字喃を用いて「二十四孝演歌」(李文馥編纂『掇拾雜記』所収)というベトナム初の「二十四孝」文献を著した人物である。この文献は庶民への「孝」思想の浸透に大きく寄与した。また、彼の代表作として、中国広東に使臣として派遣された際、中国の友人らと詠んだ「詠二十四孝詩」(『掇拾雜記』ほか所収)も挙げられる。これは七言絶句の漢詩であるため、民間にはあまり流布しなかったが、その高い学術性から当時の官僚や知識人層に一定の影響を及ぼしたと考えられる。この文献が中国に流入したかどうかは現時点では不明だが、中越間で何らかの文化交流があったことを示す重要な資料として大きな価値を有している。筆者は、『掇拾雜記』所収の「二十四孝演歌」の双七八体の直前に記されている漢文と、中国の『日記故事』系文

献、すなわち『新鐫徽郡原板校正繪像註釈便覽与賢日記故事』(万曆三九年版)・『新鐫類解官様日記故事大全』(『和刻本類書集成』第三輯所収、寛文九年版)・「二十四孝原本」(『前後孝行録』所収)・「趙子固二十四孝書画合璧」・「二十四孝原編」(『三余堂叢刻』所収)の五つの文献の本文を比較している。その結果、李文馥系の「二十四孝演歌」の漢文は中国の「二十四孝原本」を底本にしつつ、他の文献も参照して加筆修正されたものであることが明らかになった。

また、図版についてはベトナム社会科学情報院蔵『二十四孝』と先述した中国の五つの『日記故事』系文献とを照らし合わせ、比較検討を行っている。これについても本文と同様、「二十四孝原本」に基づきながらも、他のテキストも参照して描かれており、さらにベトナム風の建築物なども描き加えられていると結論づけている。

しかし、その図版については一考の余地があるように思われる。この点に関しては嶋尾稔氏も指摘されていたが^{注1}、評者にも『二十四孝』と「二十四孝原本」の図が似ているとは思えなかった。『二十四孝』のみが多色刷りであるため、説話によつては他の文献と雰囲気異なつて見えた可能性も否めないが、その事情を抜きにしても、『二十四孝』の図が「二十四孝原本」に倣つて描

かれたものであるとは言いがたいものがいくつかあった。無論、筆者自身も最終的に『二十四孝』は「二十四孝原本」を底本にしつつ、他の『日記故事』系の図やベトナム独自の文化（例えば、二階建ての家など）も取り入れてきたものであると結論づけていることから、『二十四孝』と「二十四孝原本」の図が全く同じであると考えておられるわけではない。この手の図版は、人によって感じ方が異なるものであるため、その比較は非常に難しい。この作業にあたり、筆者も苦心されたであろうが、何をもって「似ている」とするのか、その基準が少々曖昧なまま、論が進められている印象を受けた。

とはいえ、文字同様に物事を伝える重要な手段である図版についても考察し、そこに中越の関係性およびベトナムの独自性を見出されたことは、研究史上大きな価値を有すると評者は考えている。

②李文馥系以外の文献

筆者は李文馥系以外の文献として、阮朝・明命帝の子である綿寓皇子の「補正二十四孝伝衍義譚」、鄧輝燐編の『四十八孝詩画全集』などを挙げている。「補正二十四孝伝衍義譚」は『日記故事』系の「二十四孝」の内容を踏襲し、一部改変したもので、『四十八孝詩画全集』

は中国の朱文公の「二十四孝原編」と高月槎の「二十四孝別集」を収録したものである。『四十八孝詩画全集』は、ベトナム独自の避諱が見られることと鄧輝燐自作の七言詩が加えられていることが大きな特徴である。筆者の比較検討の結果、『四十八孝詩画全集』所収の「二十四孝原編」「二十四孝別集」はともに中国のものを多少簡略化しているものの、おおむね類似していることが判明した。また、中国の「二十四孝別集」と『四十八孝詩画全集』所収の「二十四孝別集」で取り上げられている孝子たちは、『日記故事』系統の「二十四孝」説話に収められている孝子とは別であることから、「二十四孝別集」は『日記故事』系統の「二十四孝」説話とは別にベトナムに伝播した可能性が高いという。

これらの文献に加えて、中国の文化を受容するに留まらず、ベトナム自らが作り出した『西南_紅近_紅孝演歌』の存在も忘れてはならない。これは、黄高啓が二〇人の孝子を集めて字喃文で記し、そこに張甘榴が西洋・日本の孝子八人を付け加え、それらを双七六八体の詩体で翻案したものである。従来、ベトナムの「二十四孝」は中国の「二十四孝」を踏襲してきたが、この『西南_紅近_紅孝演歌』の内容はベトナム独自のものである。そこにベトナムの民族性の萌芽とヨーロッパ・アジア諸国に広く

目を向けんとする姿勢が表出している、と筆者は結論づける。

さらに特筆すべき特徴として、この文献が字喃の中に国語字を交えて書かれたものであるということも挙げられる。『西南^仁進^ハ臥^ハ孝^ハ演^ハ歌^ハ』が刊行された一九二三年、すなわち二〇世紀初頭のベトナムでは、フランスの植民地下において漢字や字喃に加え、フランス語と国語字を使用する知識人が増加し、科挙試験にもフランス語と国語字が課されるようになった。このような歴史的背景があつて、字喃と国語字が交ざった体裁になったと考えられる。なお、この文献には、評者にとつて興味深い説話が収録されていたため、僭越ながら後に考察を附した。

以上、内容を要約したが、本書を読むにあたり留意しておかなくてはならないことが一点ある。それは、取り上げられている「二十四孝」は字喃文献として現在見ることができるもののみであるということだ。当然のことではあるが、後世の者は文献として残されている史料を通じてしか歴史を知り得ない。そのため、字喃のできる阮朝以前に「二十四孝」が民間にどのように流布していたかは、現時点ではつかみようがない。文献の翻訳については、あくまでも阮朝以降の「二十四孝」を対象にし

たものであるということを念頭に置いておく必要はあるが、それでも中越両国の文献の比較・翻訳が丁寧に行われており、本書はベトナムの儒教や「孝」思想に関する知識を深められる一冊であると言えよう。

二、考察

先述した『西南^仁進^ハ臥^ハ孝^ハ演^ハ歌^ハ』について、本章で多少の考察を述べさせていただきたい。評者は、この文献の第八話と第一六話に強く関心を寄せた。考察するにあたって、まず初めに本書掲載の筆者による日本語訳によりながら、内容を見ていきたい。なお、原文は字喃のため、割愛する。

：（前略）：さらに一年後、父親が賊に捕まった。賊は身代金として銀150両を要求した。阮文程は全ての財産を売ったが、銀90両にしかならない。彼は賊のところに持つて行ったが、賊は足りないと言ひ、父を殺害するよう命じた。阮文程は泣きながら父の身代わりにならせてくれるよう嘆願した。賊は「老いた者は価値があるが、この金では安すぎる。まあ、よい。お前は親孝行なので親子とも

ども釈放してやろう」と笑いながら言った。(第八話) (注2)

阮居仕は、承天府に属する香茶県の人であつた。祖父は阮居楨であり、もと阮朝開国の功臣であつた。明命三年、居仕が十四歳になった時、父の阮居詢は広治省に該簿の職を得たが、罪を犯して流刑に処せられた。居仕は父が病氣になったため、自分が父の代わりに罪を受けることを願つた。県長の官は一方では帝に上奏文をたてまつり、他方ではしばらく父と交替することを許可した。護送される際、居仕は首に枷を付けられ、足は鎖で縛られたが笑顔であつた。途中で「この子は親孝行の人だ」と称讃する詔を受け取つたため、即時に釈放された。そのあと父は一年以上病氣だったが、彼は怠けずに看病した。その後彼は国子監に入り、嘉定省の布政を勤めるまでに至つた。(第一六話) (注3)

筆者は、『西南^{注1}進^{注2}臥孝演歌』に収められている二人の孝子説話を内容ごとに全一〇種、すなわち「敬親型」「養親型」「奉親型」「追慕型」「忠孝型」「孝悌型」「苦孝型」「礼孝型」「順孝型」「愛親型」に分類している

る。先に挙げた第八話と第一六話は、このうち「苦孝型」に分類できるという。二話とも、捕らえられた父親の代わりに子自らが身を差し出し、父親を解放するように求めることにより、人々の感動を誘い、結果的に父子ともに釈放されるという内容である。親の身代わりになることを申し出る子の心情を推し量れば、まさに「苦孝」と言えよう。

これらの説話は全くの空想というわけではない。第八話の「阮文程」に関する内容は、ベトナムの史書である『大南寔録』や『大南一統志』に見え^{注4}、第一六話の「阮居仕」の孝行の心についても『大南寔録』に記されている。作者の黄高啓は史書に基づき『西南^{注1}進^{注2}臥孝演歌』を編纂したため、これらの説話は「事実」として一定程度の信憑性を有していると考えてよいだろう。自国の史書を土台とした結果、中国の「二十四孝」説話にはない話が「二十四孝」として収録されており、そこに新規性が生まれている。

これらの説話を読み、評者は中井斂庵の『五孝子伝』を想起した。『五孝子伝』も『西南^{注1}進^{注2}臥孝演歌』第八話・第一六話と同じく、捕らえられた父親を救うために子どもたちが身を差し出す話である。この話も、一七三八年に起こった「かつらや事件」を受けて執筆されてお

り、現実味のある話として読者に実感が湧きやすい内容である。

また、この『五孝子伝』に近い物語は、中国の『日記故事大全』にも見られる。

梁の吉盼の父武原郷の令為り。奸吏の誣いる所と為り、罪に坐して死に当たる。盼年十三にして登聞鼓を搥ち、父の命に代わるを乞う。朝廷人の之れに教うるを疑う。延尉をして拷具を盛陳せしむるも、盼堅く変ぜず、乃ち其の父の罪を宥す。

梁吉盼父爲武原郷令。爲奸吏所誣、坐罪當死。盼年十三搥登聞鼓、乞代父命。朝廷疑人教之。使延尉盛陳拷具、盼堅不變乃有其父罪。（『日記故事大全』卷三、「孝子代父」）

漢の太倉令淳于公罪有り。刑に当たり、詔獄の長安に逮繫す。淳于公男無く女五人有りて、行に当たり罵りて曰く、「女を生みて男を生まず。緩急益有るに非ず」と。其の少女緹縈悲泣して随いて長安に至り、上書して曰く、「妾が父吏為りて、齋中皆な其の廉平を称す。今法に坐し、刑に当たる。妾傷死者は復た生くるべからず、刑者は復た属す

べからず、過ちを新ためんと欲すと雖も、繇亡きなり。妾願わくは没入して奴婢と為り、以て父の罪を贖い、自ら新たむることを得さしめん」と。書奏す。天子其の意を悲憐し、令を下して肉刑を除く。

漢太倉令淳于公有罪。當刑、詔獄逮繫長安。淳于公無男有女五人、當行罵曰、「生女不生男。緩急非有益」。其少女緹縈悲泣隨至長安、上書曰、「妾父爲吏、齋中皆稱其廉平。今坐法當刑。妾傷死者不可復生、刑者不可復属、雖欲改過、亡繇也。妾願没入爲奴婢、以贖父罪、使得自新」。書奏。天子悲憐其意、下令除肉刑。（『日記故事大全』卷三、「孝女贖父」^{（注5）}）

これらも、子どもが親を助けるために身代わりになろうとした結果、朝廷や天子を感服させるに至り、無事親子ともども解放されるという内容であり、前掲の『西南白辻臥孝演歌』の内容に近似している。なお、筆者も『五孝子伝』や『日記故事大全』「孝女贖父」と『西南白辻臥孝演歌』との類似性について指摘しておられる^{（注6）}が、そこで触れられているのは第一六話のみであった。しかしながら、第八話についても第一六話と同様のことが言えると思われたため、今ここに明記し補足した次第

である。

ここで注意しておきたいのは、『日記故事大全』『西南
仁近臥孝演歌』の関係性についてである。『五孝子伝』と
『日記故事大全』の関係性については、「日本の知識人が
記した孝行譚の中には、中国の孝行譚で用いられるモ
チーフが散見しており、ほぼその集合体と言っても過言
ではない。ただ、このことは、日本の孝行譚が直接中国
の孝行譚を参照して記されたことを意味するわけでは
ない」^(注7)とされており、この関係性はおそらく『西
南仁近臥孝演歌』と『日記故事大全』との間にもあては
まるであろう。『日記故事大全』と『西南仁近臥孝演歌』
については、内容が酷似しているわけではなく、「身代
わりになる」というモチーフが類似している程度である
から、この二文獻に強い関連性があるとは言いがたい。
『西南仁近臥孝演歌』の作者である黄高啓自身、序文で
「私はわが国の書物を探すことに尽力し、中国の孝子
の説話と比較するため、数十の説話を拾い出し編集
した」^(注8)と述べ、さらにもう一人の作者、張甘榴も
「中国の孝子の説話もわが国の孝子の説話もよい鑑であ
るが、現在は世界に広く目を向ける傾向があり、「此理
此心」という語が示すように、そして家父の命令に従
い、いくつかの西洋の孝子の説話とわが国の孝子のすべ

て28説話を字喃詩で翻案した。李文馥がすでに中国の孝
子の説話を字喃詩にしているため、これらには言及しな
いこととした」^(注9)と序文に記している。これらの序文
や本文の内容の差異に鑑みれば、『西南仁近臥孝演歌』
が中国の『日記故事大全』を踏襲しているとはわかに
は断定できない。

思うに、「子が親の身代わりになる」というのは、孝
行譚では普遍的な「ネタ」つまり題材のようなものだっ
たのではないだろうか。自らの身をなげうってまでも親
を救おうとする描写は、読者の胸に響きやすい。おそら
くこの理由で、普遍的な題材として使われていた可能性
はあるだろう。また、「子が親の身代わりになる」とい
う事件は、現実にも発生してもおかしくない内容であるか
ら、各国で事実にある程度基づいて物語が執筆されたの
ならば、似たような説話が完成することも頷ける。この
点に関してはしつかりとした検証が必要だが、もし『日
記故事大全』と『西南仁近臥孝演歌』に直接的な関連性
がないとすれば、「身代わり」という話のモチーフ・題
材は中国に留まらず、各国で好んで用いられていたこと
になる。

いずれにせよ『西南仁近臥孝演歌』は、李文馥が字喃
に翻案した「二十四孝」には触れない趣旨のもと作成さ

れた文献だからこそ、これまで「二十四孝」としては扱われてこなかった孝行譚が採用され、新たに「ベトナムの二十四孝」となった。これは、ベトナムらしさを追求した結果で、あがつた「二十四孝」であるが、特に第八話・第一六話の内容は中国のみならず、日本の書物にも見える普遍的なものである。「身代わり」という行為は時代・国を問わず、「孝」として広く認識されていたのだろう。

三、本書の研究史における意義

「二十四孝」は日中韓の思想研究において、盛んに研究が行われてきた。しかし、ベトナムは日本や朝鮮と同じく儒教を受容した国家でありながら、「二十四孝」についてはさほど研究が進んでいなかった。儒教研究は「哲学理論」という側面からなされる傾向にあるが、ベトナムの儒教の場合は、先述の通り「哲学理論」というよりも「社会的教化手段」「倫理道德」という傾向が強い。そのため、ベトナムの儒教の様相を知るには倫理道德としての「孝」がいかんにして民間に根付き、現在まで伝えられてきたのかを解き明かすことが不可欠である。その「孝」思想の歴史解明の鍵を握るのが「二十四

孝」の文献研究であるが、なにせ字喃で書かれていることもあってか、これまで体系的に日本語訳はされていなかった。

ベトナムでの儒教研究の状況は、筆者の「ベトナムにおける儒教の研究状況―「孝」の思想を中心に―」（『文化交渉 東アジア文化研究科院生論集』第二号、二〇一三年）に詳しい。これによると、現時点でベトナムの儒教研究関係資料について最大収録数を誇るのが『*Thư mục Nho giáo Việt Nam*』（『越南儒教書目』）である。これは二〇〇七年に出版され、漢字・字喃（書籍および碑文）・ベトナム語・中国語・英語・フランス語の資料計二〇〇五点を収めている。そのうち一九四六年から二〇〇七年現在までの資料は一二五九点、うち「孝」関連の資料は一点あり、そこには『孝経』の原文を引用して現代ベトナム語にしたものや「孝」や「義」の思想がホー・チ・ミンに与えた影響について論じるもの、ことわざや「二十四孝」などの説話・故事からかつてのベトナムの過程の習慣・礼儀を解き明かすものなどが含まれる。しかしながら、「二十四孝」説話そのものに特化して文献学的調査・分析を行ったものは『越南儒教書目』ではほとんど紹介されていない、と筆者は述べる。

また、日本でのベトナムの儒教研究について評者が調

べたところ、代表的なものとしては坪井善明氏の「ヴェトナムにおける儒教」（『思想』第七九二号、岩波書店、一九九〇年）や和田正彦氏の「ヴェトナム黎朝期の知識人と儒学について―黎貴惇を中心として―」（『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第二〇号、慶應義塾大学言語文化研究所、一九八八年）などがあつたが、いずれも「二十四孝」を専門に扱う研究ではなかった。佐藤氏はそこに着目し、ベトナムの「二十四孝」研究を行われた。本書はこのようなベトナムの「二十四孝」研究の現状を新たに切り拓くものである。

字喃の翻訳を通じてベトナムの「二十四孝」が明らかにされたことは、研究史上画期的なことである。加えて、過去の文献に留まらず、現代のベトナムにおける「二十四孝」の位置にも言及していることも本書の重要なポイントである。筆者自身の経験によれば、現在のベトナムでは「二十四孝」のカレンダーなどを通じて「二十四孝」が日常的に親しまれていたり、孝子顕彰運動が行われていたりするようだ。今後、孝子顕彰運動が現地でのように変容していくかも非常に興味深い。

こうした現在の「孝」の動向と過去の「二十四孝」文献の研究とが一つに合わさっている本書は、「孝」観がこれからいかに変容し、発展していくのかについて分析

する一助ともなろう。中国から儒教や「二十四孝」を受容し、独自の発展を遂げ、今もなお「孝」の思想が根付いている国、ベトナム。評者にとって、本書はベトナムの「孝」観の歴史を知るだけでなく、これからの「孝」のあり方について考えるきっかけにもなった。

（書誌情報）

佐藤トウイウエン著『ベトナムにおける「二十四孝」の研究』、東方書店、二〇一七年二月、全四九九頁、A5判、横組

注

（1）嶋尾稔「ベトナムの孝子説話に関する稀代の研究書」（『東方』第四四五号、東方書店、二〇一八年）、三二―三六頁。

（2）佐藤トウイウエン『ベトナムにおける「二十四孝」の研究』、四二三頁。

（3）注2前掲書、四三四頁。

（4）佐藤氏の調査によると、二つの史書に見える「黎（黎）文程」に関する記述は、『西南台近賦孝演歌』の「阮文程」の孝行の内容と同様であるが、二つの史書および『西南台近賦孝演歌』の間で、内容に差異が見られるという。（注2前掲書、四二四―四二五頁参照。）

(5) 「孝子代父」「孝女贖父」とともに張瑞図校・鎌田環齋再校『新
繆類鮮官様日記故事大全』（懷徳堂文庫内北山文庫蔵）を底本
とした。

(6) 注2前掲書、四五〇頁。

(7) 佐野大介「孝子の顯彰」（湯浅邦弘編著『江戸時代の親孝行』、
大阪大学出版会、二〇〇九年）、五三頁。

(8) 注2前掲書、四〇六頁。

(9) 注2前掲書、四〇六、四〇七頁。